

**第一地区 締切日 平成28年9月9日(金)**

**申込先 東京都弓道連盟 第一地区 事務局**

**郵便振込 00150-5-316111 東京第一弓連**

**銀行振込 三菱東京UFJ銀行 千住支店 普通 4791398 東京都弓道第一**

**平成28年度(第131回) 明治神宮奉納全国弓道大会 実施要項**

1. 目的 弓道技能の向上および弓友相互の親睦を図るとともに、弓道の発展に寄与することを目的とする。
2. 主催 公益財団法人全日本弓道連盟
3. 後援(申請予定) 明治神宮・明治神宮崇敬会
4. 主管 平成28年度明治神宮奉納全国弓道大会実行委員会
5. 期日 平成28年11月3日(木)
6. 会場 全日本弓道連盟中央道場/明治神宮武道場至誠館弓道場  
〒151-8557 東京都渋谷区代々木神園町1-1  
TEL: 03-5302-5865
7. 競技種目 近的競技
8. 競技種類 個人競技
9. 競技種別 称号者の部・有段者の部(無段含)
10. 競技内容 予選: 的中制(坐射・直径36cm霰的)・決勝: 的中制(坐射・直径24cm星的)
11. 競技日程
  - 8:00～ 開館
  - 8:00～ 選手受付(8:45まで)
  - 9:00～ 開会式・矢渡  
範士奉射
  - 10:00～ 奉射・決勝
  - 競技終了後 閉会式
12. 競技方法
  - (1) 各種別とも奉射(一手)を行う。
  - (2) 奉射は、両会場とも3人立4射場で行う。
  - (3) 奉射は、「競技における行射の要領(一手・坐射・3人立の場合)」により行う。
  - (4) 決勝は、奉射皆中者により射詰競技(直径24cm星的)を行い優勝を決める。  
的中を逸した場合は、優勝決定以外は遠近競技(直径36cm霰的)により順位を決定する。
13. 表彰
  - (1) 優勝～5位に本連盟より賞状及びメダルを授与する。
  - (2) 称号者の部、優勝者に明治神宮より楯(持ち回り)を授与する。
  - (3) 優勝～5位に賞状を、優勝～10位に記念品を明治神宮より授与する。
14. 参加資格
  - (1) 各都道府県弓道連盟(地連)に加盟する会員であること。
  - (2) 本大会は、大会役員および競技役員も参加できる。
15. 適用規則 公益財団法人全日本弓道連盟「弓道競技規則」ならびに本大会要項による。
16. 参加申込
  - (1) 方法: 参加者は本連盟ホームページからプリントアウト、又は月刊『弓道』平成28年8月号に折込みの参加申込書に参加料を添え、所属地連へ申請すること。  
地連は申請者の資格等確認の上、締切日までに参加申込書を下記宛に送付すると共に様式2【参加者一覧】をメールにて「taikaikanri@kyudo.jp」へ送信し、参加料を本連盟の指定口座へ締切日までに振り込むこと。
  - (2) 申込先: 〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目1番1号 岸記念体育会館内  
公益財団法人全日本弓道連盟 明治神宮奉納全国弓道大会係 宛  
TEL: 03-3481-2387
17. 参加料 1名: 3,100円
18. 締切日 平成28年10月3日(月) 厳守
19. 宿舎 各自手配のこと。

20. 注意事項
- (1) 選手の服装は、弓道衣または和服とし、本連盟の会員章及び受付で配布するゼッケンを右腰前に付けること。
  - (2) 大会当日は苑内駐車場（明治神宮会館・明治神宮文化館）が利用できない。参加者は公共の交通機関を利用の上、来場すること。
  - (3) 申込申請には、所属地連の締切日に十分注意すること。個人会員から本連盟に直接申し込みをすることはできない。必ず地連が取り纏めて行うこと。
  - (4) 申込書には、必要事項を黒のボールペン又は万年筆で自筆により楷書で判りやすく明確に記入すること。鉛筆・サインペン等は使用しないこと。
  - (5) 開会式には原則として全員参加すること。
  - (6) 参加者を対象に主催者で傷害保険に一括加入するが、参加者各位においてもスポーツ安全保険に加入することが望ましい。
  - (7) 参加者は健康保険証を持参のこと。
21. その他
- 申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。ただし、下記（2）の月刊『弓道』・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。
- (1) 大会プログラムならびに関係書類への記載（氏名、所属地連、称号、段位）
  - (2) 大会結果報告として、地連会長宛文書及び月刊『弓道』・ホームページへの掲載（氏名、所属地連、称号、段位、写真、動画）
  - (3) 報道機関、写真業者等の写真撮影とその掲載等については、主催者は関知しない。関係各法例を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。